

○経済産業省告示第百六十一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百六十一条第一項の規定を実施するため、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年九月一日

経済産業大臣 西村 康稔

エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示

エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成十八年経済産業省告示第11百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に一重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に一重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者が取り組むべき措置</p> <p>エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者（以下「小売事業者等」という。）は、次のとおり、エネルギー消費性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>1 エアコンディショナー</p> <p>1－1 表示事項</p> <p>エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第18条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以</p>	<p>エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者が取り組むべき措置</p> <p>エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者（以下「小売事業者等」という。）は、次のとおり、エネルギー消費性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>1 エアコンディショナー</p> <p>1－1 表示事項</p> <p>エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第18条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以</p>

下同じ。) の小売事業者等は、エアコンディショナーを販売しようとする場合又はエアコンディショナーの販売に協力を行おうとする場合には、当該エアコンディショナーに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のエアコンディショナーを販売しようとする場合又は中古のエアコンディショナーの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 多段階評価点 (小数点以下第2位切捨て。以下同じ。)

ロ・ハ [略]

1-2 遵守事項

(1) 1-1 のイに掲げる多段階評価点は、1-3 の多段階評価基準に基づくものとする。

(2)・(3) [略]

(4) 1-1 のイからハまでに掲げる事項については、別添1-1 (ただし、エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等 (平成21年経済産業省告示第213号。以下「エアコン判断基準」という。) の1-1(4)第4表に規定する区分名「II」又は「IV」に該当する寒冷地仕様のものにあっては、別添1-2) に定める様式により、製品本体又はその近傍 (インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍) に表示することとする。

なお、寒冷地仕様のものは、エアコン判断基準の1-1(4)第4表備考3に規定するものとする。

[削る]

(5) 別添1-1 又は別添1-2 に定める様式により表示が困難な場合は、1-1 のイに掲げる事項のみについて、別添1-3 に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍 (インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍) に表示することとする。

下同じ。) の小売事業者等は、エアコンディショナーを販売しようとする場合又はエアコンディショナーの販売に協力を行おうとする場合には、当該エアコンディショナーに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のエアコンディショナーを販売しようとする場合又は中古のエアコンディショナーの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 多段階評価

ロ・ハ [略]

1-2 遵守事項

(1) 1-1 のイに掲げる多段階評価は、1-3 の多段階評価基準に基づくものとする。

(2)・(3) [略]

(4) 1-1 のイからハまでに掲げる事項については、別添1 に定める様式により、製品本体又はその近傍 (インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍) に表示することとする。

(5) 1-1 のハに掲げる年間の目安電気料金の表示に当たっては、販売場所 (インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁)において1-5の注意事項を情報提供することとする。

[新設]

1-3 多段階評価基準

(1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率（小数点以下第1位切捨て。以下同じ。）に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 3 + 2 / 26 \times (X - 100)$$

Y : 多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X : 多段階評価比率

ロ 多段階評価比率が100以上の場合

$$Y = 3 + 1.5 / 10 \times (X - 100)$$

Y : 多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X : 多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E / E_m \times 100$$

X : 多段階評価比率

E : エアコン判断基準の3(3)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 通年エネルギー消費効率）

E_m : 6.6（単位 通年エネルギー消費効率）

1-4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、日本産業規格C9612(2013)附属書Bに基づき算出した期間消費電力量に27円を乗じたものとする。

1-5 注意事項

年間の目安電気料金は、以下の条件のもとで運転した時の期間消費電力量（kWh/年）に27（円/kWh）を乗じたものです。外気温度のほかに、設定温度、使用時間、住宅性能、部屋の広さ等の実際の使用条件や電力会社等により年間の目安電気料金が異なります。

外気温度：東京をモデルとしています。

室内設定温度：冷房時27°C／暖房時20°C

期間：冷房期間5月23日～10月4日

暖房期間11月8日～4月16日

使用時間：6:00～24:00の18時間

1-3 多段階評価基準

日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	121パーセント以上
★★★★	114パーセント以上121パーセント未満
★★★	107パーセント以上114パーセント未満
★★	100パーセント以上107パーセント未満
★	100パーセント未満

1-4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、日本産業規格C9612付属書3に基づき算出した期間消費電力量に27円を乗じたものとする。

1-5 注意事項

年間の目安電気料金は、以下の条件のもとで運転した時の期間消費電力量（kWh/年）に27（円/kWh）を乗じたものです。外気温度のほかに、設定温度、使用時間、住宅性能、部屋の広さ等の実際の使用条件や電力会社等により年間の目安電気料金が異なります。

外気温度：東京をモデルとしています。

室内設置温度：冷房時27°C／冷房時20°C

期間：冷房期間3.6ヶ月（6月2日～9月21日）

暖房期間5.5ヶ月（10月28日～4月14日）

使用時間：6:00～24:00の18時間

住宅：平均的な木造住宅（南向）

部屋の広さ：表1を参照下さい。

表1 冷房能力(kW)に対する部屋の広さの目安

冷房 能力 (kW)	~2.	2.5	2.8	~3.	~4.	5.0	5.6	6.3	7.1	8.0	9.0	10. 0
畳数 (畳)	6	8	10	12	14	16	18	20	23	26	29	32

年間の目安電気料金は、東京の外気温度をモデルとしています。地域ごとの外気温度モデルに基づく年間の目安電気料金は、表2の地域係数が補正の目安となります。

表2 エアコンディショナーの地域係数

地域	地域補正係数（ 冷房）	地域補正係数（ 暖房）	地域補正係数（ 通年）
東京	1.0	1.0	1.0
札幌	0.1	4.4	3.1
盛岡	0.2	3.3	2.4
秋田	0.5	2.7	2.0
仙台	0.3	2.1	1.6
新潟	0.6	1.9	1.5
前橋	1.0	1.5	1.3
松本	0.5	2.8	2.1
富山	0.7	1.8	1.4
静岡	0.9	0.9	0.9
名古屋	1.1	1.2	1.2
大阪	1.4	1.0	1.1
米子	0.8	1.5	1.3
広島	1.2	1.1	1.1
高松	1.2	1.1	1.1
高知	1.2	0.9	1.0

住宅：平均的な木造住宅（南向）

部屋の広さ：表1を参照下さい。

表1 冷房能力(kW)に対する部屋の広さの目安

冷房 能力 (kW)	~2.	2.5	2.8	~3.	~4.	5.0	5.6	6.3	7.1	8.0	9.0	10. 0
畳数 (畳)	6	8	10	12	14	16	18	20	23	26	29	32

年間の目安電気料金は東京の外気温度をモデルとしています。地域ごとの外気温度モデルに基づく年間の目安電気料金は、表2の地域係数が補正の目安となります。

表2 エアコンディショナーの地域係数

地域	地域係数（冷房専用機 ）	地域係数（冷暖兼用 機）
東京	1.0	1.0
札幌	0.1	3.1
盛岡	0.4	2.3
秋田	0.4	1.9
仙台	0.4	1.6
新潟	0.7	1.5
前橋	0.8	1.4
松本	0.4	2.0
富山	0.7	1.5
静岡	0.9	0.8
名古屋	1.2	1.3
大阪	1.6	1.2
米子	0.9	1.3
広島	1.0	1.2
高松	1.2	1.2
高知	1.3	1.1

福岡	<u>1.1</u>	<u>0.9</u>	<u>1.0</u>
熊本	<u>1.3</u>	<u>1.0</u>	<u>1.1</u>
鹿児島	<u>1.4</u>	<u>0.6</u>	<u>0.9</u>
那覇	<u>2.0</u>	—	<u>0.6</u>

寒冷地においてエアコンディショナーの暖房能力が不足する場合は、エアコンディショナー以外の補助暖房（電熱ヒーター）の消費電力量を加算しています。

2 照明器具

2-1 表示事項

[略]

イ 多段階評価点

ロ・ハ [略]

2-2 [略]

2-3 多段階評価基準

(1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ・ロ [略]

(2) [略]

2-4～2-5 [略]

3～20 [略]

福岡	<u>1.5</u>	<u>1.1</u>
熊本	<u>1.6</u>	<u>1.2</u>
鹿児島	<u>1.4</u>	<u>1.0</u>
那覇	<u>2.2</u>	<u>0.6</u>

寒冷地においてエアコンディショナーの暖房能力が不足する場合は、エアコンディショナー以外の補助暖房（電熱ヒーター）の消費電力量を加算しています。

2 照明器具

2-1 表示事項

[略]

イ 多段階評価点（少数点以下第2位切捨て。以下同じ。）

ロ・ハ [略]

2-2 [略]

2-3 多段階評価基準

(1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率（少数点以下第1位切捨て。以下同じ。）に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ・ロ [略]

(2) [略]

2-4～2-5 [略]

3～20 [略]

備考 表中[]の記載は注記である。

別添1を別添1-1へし、次の通り改める。

別添1-1

緑。白。



緑字で表示。

多段階評価点を赤字で表示。

多段階評価点の小数点以下第1位が0から4の場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示。
多段階評価点の小数点以下第1位が5から9の場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、
その他の部分は白で表示。

省エネルギー ベルを表示。

黒字で表示。

1年間使用した場合の目安電気料金を白字で表示。

表示の方法及び配色については、別添1-2において同じ。

別添1-1の次に次の2つの別添を加える。

別添1-2



別添1-3

ラベルの縁及び「省エネ性能」の文字は緑で表示し、「〇.〇」は多段階評価点を赤字で表示し、星マークは、多段階評価点の小数点以下第1位が0から4の場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示し、多段階評価点の小数点以下第1位が5から9の場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、その他の部分は白で表示。（表示の方法及び配色については、別添2-2、別添3-2、別添4-2、別添5-2及び別添8-2において同じ。）





別添2-1や次のとおり改める。

別添2-1

緑。白。



緑字で表示。

多段階評価点を赤字で表示。

多段階評価点の小数点以下第1位が0から4の場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示。
多段階評価点の小数点以下第1位が5から9の場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、
その他の部分は白で表示。

省エネルギー ラベルを表示。

1年間使用した場合の目安電気料金を白字で表示。

表示の方法及び配色については、別添3-1、別添4-1、別添5-1及び別添8-1において同じ。

別添2-2を次のように改める。

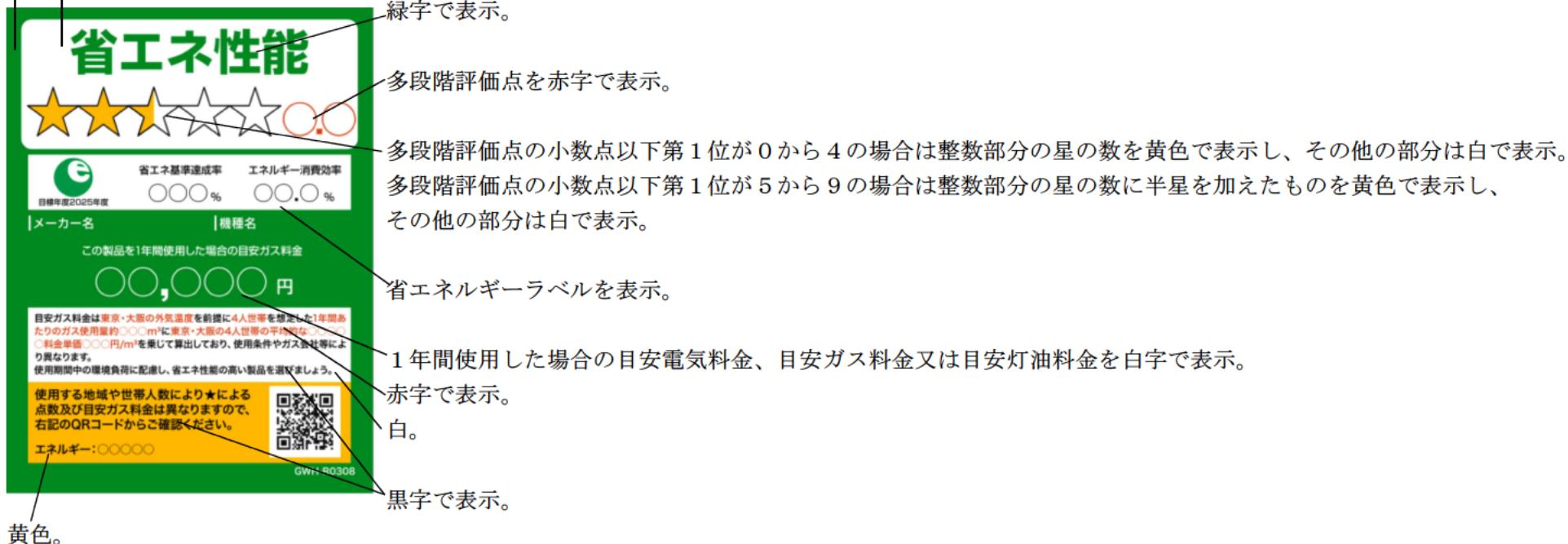
別添2-2



別添6を次の通り改める。

別添6

緑。白。



表示の方法及び配色については、別添7及び別添9において同じ。

附 則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。ただし、この告示の1の規定によつて行つべき表示は、令和五年九月三十日までは、なお従前の例によるものとする。